

事業主の皆様

これから事業を始める皆様

北海道・道内全市町村
からのお知らせです

従業員の方の **個人住民税** は、

パート・アルバイトの方を含め、

特別徴収 で納めましょう。

特別徴収は、法令で**事業主に義務**付けられています。
パート・アルバイト、役員等を含む
すべての従業員が**特別徴収の対象**です。

特別徴収とは

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、従業員が居住する市町村に納入していただく制度です。

※ 個人住民税とは、個人道民税と個人市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住まいの市町村で課税、徴収される税金です。

※ 令和6年度(2024年度)から森林環境税(国税)が導入され、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収されています。



詳しくは北海道税務課ホームページをご覧ください。

北海道 特別徴収

検索



北海道税務課ホームページ
「個人住民税の特別徴収について」

個人住民税の特別徴収に関するQ&A

Q1	なぜ特別徴収をしなければいけないのですか？
A1	地方税法では、所得税を源泉徴収している事業主については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととなっています。 北海道と道内179市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めています。
Q2	従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収をしなければならないのですか？
A2	アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収をする必要があります。
Q3	従業員の少ない事業所でも、毎月、特別徴収をしなければならないのですか？
A3	毎月、特別徴収をしなければなりません。ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に承認を受けて、年12回の納期を年2回とすることができます。
Q4	従業員から自分で納めたいと言われるが？
A4	給与所得者の個人住民税は特別徴収の方法により徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。
Q5	特別徴収をするメリットはあるのですか？
A5	① 従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。 ② 特別徴収の納期が年12回なので、特別徴収されない場合の普通徴収(年4回)に比べ、従業員の方の1回あたりの納税額が少なくてすみます。 ③ 個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収のように、事業主が税額計算をしたり、年末調整をすることはありません。市町村が税額計算を行い、徴収すべき税額を通知します。
Q6	経費をかけられないので特別徴収ができないのですが？
A6	経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業主の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

- 各市町村の個人住民税課税担当課
従業員の住所地の市町村にお問い合わせください。
- 北海道総務部財政局税務課
電話 011-231-4111 内線22-460
- 北海道総合政策部地域行政局市町村課税政係
電話 011-231-4111 内線23-539

インターネットから
道内市町村の
特別徴収関係様式が
ダウンロードできます！



道内 特別徴収様式

検索

令和元年10月1日から、eLTAXの地方税共通納税システムを利用した複数の地方公共団体への一括納税が可能となりました。インターネットバンキングのみでなく、事前に登録した金融機関口座を指定して、インターネットバンキングのログイン等の手続きなしで直接納税することもできます。また、地方公共団体の指定金融機関等以外からでも納税できます。

詳しくは  ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。